

牧 紀男 委員（京都大学防災研究所准教授）意見聴取メモ

日時：平成 25 年 10 月 30 日（水）16：00～17：00

場所：京都大学吉田キャンパス

当方：原子力防災室 入江参事、馬場副主幹

1 広域避難計画案について

（1）全体

- ・ 原子力災害は、本来、国が中心になって対応すべきもの。国が中心になって対応するということが最初の方にきちんと書いて、国の役割をもっと前面に出した方がよい。

（2）避難先

- ・ 避難先の決定方針について、SPEEDIによる予測をもとに、線量が高くなることが予想される地域を通過しないを最優先に考えることを明記すべき。

（3）避難手段

- ・ PAZ は即時避難のため自家用車での避難が適当だが、UPZ は即時避難ではなく、そこまで急がない（時間がある）ので、バスで避難するのが原則という考え方でよい。
- ・ 民間バス事業者の運転手が運転できないほど線量が高い場合を想定して、バス事業者からバスだけ借りて自衛隊に運転してもらう方法を考える必要がある。
警察も消防も、隊員に危険な地域に行けという命令はできない。その命令ができるのは自衛隊だけ。それがシビルとミリタリーの違い。
→ 中継所を境にバスをピストン輸送することとし、UPZ 内は UPZ 内か避難元府県の事業者、UPZ 外は避難先府県の事業者と分けてはどうかと考えている。
- ・ UPZ 内の事業者は少ないと思うが、中継所を境に事業者を分けるのはよい考えである。
- ・ 滋賀県は JR が便利な地域であることから、JR の活用を積極的に検討すべき。

（4）避難経路

- ・ 他府県への広域避難について、高速道路を活用すること、長浜 IC をスクリーニング場所として活用することはよいが、この場合、福井県との調整が重要（福井県では、敦賀市の避難先として奈良県内を検討中）である。
- ・ 緊急時における実際の避難経路の決定について、避難住民の安全を最優先に考えることを明記すべき。

（5）スクリーニング

- ・ スクリーニングを、避難元府県がやるといっても、実際には難しいと思う。国と避難元府県が中心になるが、受入府県も積極的に協力するということが記載すべき。

- ・ スクリーニングやモニタリングは事前の人材育成が重要。モニタリングもある程度技術がないと難しいと聞く。
- ・ スクリーニング結果を示す書類の発行は必要。被災者一人ひとりに ID を発行し、スクリーニングの記録だけでなく、事故発生時からの行動履歴などもできるだけ細かく聞き取って記録し、データベース化すべき。
- ・ こうしたデータベースがあれば、罹災証明だけでなく、後々の賠償請求や健康管理に使うことができる。データ化しておけば書類がなくなっても、すぐに再発行できる。今後導入予定の国民総背番号制（マイナンバー）と連動させることも考えられる。
- ・ 被災者のデータベースを作ること、被災者支援を確実に行うことができる。特に県外避難者は、バラバラに避難してしまった後で行き先を把握するのは難しい。福島県も、後になって被災者のデータベースを作ろうとして非常に苦勞している。最初からデータベース化を考えておいた方がよい。
- ・ 二次汚染防止の観点からスクリーニング済証を発行するとしておいた方が、受入側の理解を得やすいだろう。スクリーニングを行うのは 30 km 圏外なので、多少時間がかかっても許容できるはずだし、その作業のために、そこが避難の大きなボトルネックになるといった問題はさほど生じないのではないか。
- ・ スクリーニングを受けずに避難した人には、福島同様に、後で避難先の保健所に来てスクリーニングを受けてもらうことにすればよい。そこで避難者の把握もできる。

(6) 要援護者対策

- ・ まず要援護者の数を把握する必要があるが、避難をどう考えるかは難しい課題だ。医療関係者にも入ってもらって検討する必要がある。
- ・ PAZ の即時避難のタイミングで避難準備にかかる範囲を決めておいた方がよいように思われる。30 km の UPZ では広すぎるので、5 km と 30 km の間の、例えば 10 km ぐらいの範囲で、PAZ の即時避難の段階で、要援護者の避難を始めるという対応が考えられる。それより外側の区域は逆にできるだけ動かさないようにするといったことにはどうか。ただ、その場合、要援護者のサポートをする医療従事者の取扱いが問題になる。いずれにせよ、別枠での慎重な検討が必要で、我々で決められるような内容ではない。国からまず大枠を示してもらった方がよい。

(7) 費用負担

- ・ 避難所の経費は災害救助法の対象となるのか。救助法には、原子力災害のことは書いていないのではないか。
 - 関西広域連合が国に確認したところでは、原子力損害賠償法により原因者である事業者の負担になるので、救助法対象外とのことだった。
- ・ 費用負担は、自治体にとって特に気になる点でもあるので、どこにどうやって請求するのか明確にしておいた方がよい。
- ・ 自然災害由来の原子力事故なら事業者負担でよいが、テロの場合はどうなるのか。こうした点も含め、救助法、原子力損害賠償法の関係整理と、原子力災害における求

償手順を、まず国の方から示してもらう必要がある。

- ・ 福島原発の避難者を受け入れている市町村には、避難者一人当たりの単価に避難者数を乗じて特別交付税が配分されている。そういう支援があることも書けないか。

2 安定ヨウ素剤の備蓄および配布の方針について

- ・ 備蓄および配布場所は、案のとおりでよいのではないか。
- ・ 健康福祉部からの意見はもっともであり、地元医師会との連携が重要。

3 モニタリング計画について

- ・ 滋賀県色を出すには、河川や琵琶湖への対応を考えることが重要だが、滋賀県独自の対応・判断を行ったときの費用負担の問題は、国と整理しておく必要がある。
- ・ 大気シミュレーションで地形の影響から放射性物質が特異な広がり方をするラインが要注意。どのような場合も地形の影響は同じように出るはず。
- ・ 避難地域の特定は、中長期的な復興のことを考えると難しい判断となる。避難指示の解除方針の早期明確化を国に求めるべき。

(以上)